

News Letter

2021年第7号



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

◆ 天達共和ニュース-----	2
● パートナー弁護士昇格のお知らせ	
◆ Q & A-----	3
● 『反外国制裁法』に関する Q&A	
◆ 最新法律動向-----	7
一、「価格違法行為への行政処罰に関する規定(改定意見募集稿)」	
二、「公平競争審査制度の実施に関する細則」	
三、「インフラ分野における不動産投資信託基金(REITs)パイロットプロジェクトの更なる実施に関する通知」	
四、「中華人民共和国データセキュリティ法」	
五、「中華人民共和国海南自由貿易港法」	
六、「上海市知的財産権紛争行政調停協議司法確認プログラムの試行に関する実施弁法」	

天達共和ニュース

パートナー弁護士昇格のお知らせ

近日、天達共和法律事務所は、新たに 1 名のパートナー弁護士を迎えましたので、この場を借りて皆様へご紹介させていただきます。

羅佳(LUO Jia) 弁護士は 2012 年 6 月に弁護士として天達共和法律事務所に入所し、2021 年 5 月からパートナー弁護士に昇格致しました。以下、羅佳弁護士より皆様へご挨拶させていただきます。

記



「中国弁護士の羅佳と申します。日本に留学していた頃に、日本の大手エネルギー企業の海外法務部門で短期研修し、その後日本の法律事務所で長年にわたって実務経験を積み上げて参りました。2009 年に中国へ帰国した後は、在中国日本国大使館の経済部で、数年間法律、経済実務を担当する外交チームに業務協力を行ってきました。2012 年から天達共和法律事務所に入所し、多くの商社、医療器械、設備製造等の業界の外国企業及び外資系企業様向けに、投資・M&A、コンプライアンス管理、労働人事、紛争解決など多岐にわたるリーガルサービスを提供して参りました。ここ数年は、情報技術、文化メディア、自動車、エネルギー等の業界の国有企業、民間企業向けにリーガルサービスを提供し、中国企業の日本への投資案件にも携わってきました。

また、2020 年に北京市弁護士協会より涉外弁護士人材に選ばれました。そして、中国致公党北京市委法律委員会委員、中国致公党北京市朝陽区委法律委員会副委員長、中国致公党北京市朝陽区委僑海委員会委員など、社会活動にも積極的に参加し、中国翻訳協会会員も務めております。

天達共和法律事務所のビジョンである「己の成功は、まずクライアント様の成功をサポートすること」を常に心がけ、クライアント様の立場に立って、クライアント様が抱えている問題を解決するために、真摯な態度でクライアント様にご満足いただけるリーガルサービスを提供できるように最善を尽くして参ります。

今後とも何卒宜しく願い申し上げます。」

日本語堪能なパートナー弁護士の昇格により、天達共和はこれまで以上に日本のお客様のために充実したサービスを提供して参ります。どうぞ引き続きご指導、ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

Q&A

『反外国制裁法』に関する Q&A

パートナー弁護士・弁理士 薛俞

『中華人民共和國反外国制裁法』は 2021 年 6 月 10 日付で正式に公布、施行されました。本法は主に反制裁、反干渉、ロングアーム管轄への対抗等の内容に関するもので、法に基づき外国の差別的措置に報復するために、有力な法によるサポートと保障を提供し、中国外交部が対外的に制裁措置を宣告するに当たり法的根拠を補い、域外制裁措置による中国への抑制、抑圧に対し、法による報復を行うことに有利であり、中国の外部リスク挑戦に対応する法治能力を効果的に高めるものとされています。本文では Q&A 形式で『反外国制裁法』の重点内容及び企業が直面している問題点について初歩的な内容を紹介させていただきます。

Q1: 報復措置を採ることができるのはどのような場合ですか？

A: 『反外国制裁法』第三条第二項には、外国国家に対し報復措置を採ることができる状況について規定されており、外国国家が国際法と国際関係の基本準則に違反し、または(1)様々な口実またはその本国の法律に依拠して中国に対して抑制、抑圧を行っている、(2)中国の国民、組織に対し差別的規制措置を採っている、(3)中国の内政に干渉している、といった場合が含まれています。また、第十五条には報復措置を採ることができるその他の状況について規定されていますが、ここで注意すべき点として、当該条項は外国国家の特定行為を対象としているだけでなく、外国の組織或いは個人の特定行為をも対象としている可能性があります。

Q2: 差別的規制措置の定義は何ですか？

A: 『反外国制裁法』では「差別的規制措置」の範囲について明確に定義していません。広義の意味から考えますと、中国に対して執り行ったすべての制裁及び輸出規制措置が含まれているということになります。一方、「差別的規制措置」が第三条に規定している「中国の内政への干渉」、また

は第十五条に規定している「中国の主権、安全、発展利益に危害を加える」という条件を満たすか否かについては、今後の実務の中でさらに注目、研究していく必要があります。

Q3: 報復措置の適用対象者はどういう者ですか?

A: 報復措置の適用対象者には、直接報復対象者と派生報復対象者が含まれています。直接報復対象者とは、直接または間接的に本法第三条に規定している差別的規制措置の制定、決定、実施に関与した個人または組織を指し、一方、派生報復対象者とは、(1)報復リストに加えた個人の配偶者と直系親族、(2)報復リストに加えた組織の高級管理職または実質支配者、(3)報復リストに加えた個人が高級管理職に就いている組織、(4)報復リストに加えた個人と組織が実質的に支配する、または設立、運営に関与する組織を指します。

注意すべき点として、派生報復対象者には、直接報復対象者が報復リストに加えられたことによって自動的に報復措置が適用されるのではなく、その実質的な対象範囲については関連部門の決定によって明らかにする必要があります。

Q4: 報復措置としてどのようなものがありますか?

A: 『反外国制裁法』の第六条の規定によれば、報復措置には、出入国の制限、財産の差押え、押収、凍結、取引・提携活動の禁止または制限等が含まれており、報復措置対象者による中国での経営及びその他の活動に実質的な制限を加えることとなり、さらに第四項には包括的な条項が加えられており、関連部門は実際の状況に応じて、一つまたは複数の報復措置を講じることができるとされています。

注意すべき点として、国務院関連部門より下された報復措置に関する決定は最終決定であり、司法による救済方法はありませぬ。

Q5: 日本企業の中国での経営活動にどのような影響がありますか?

A: 先ず、『反外国制裁法』第十一条には、「中国域内の組織と個人は、国務院の関連部門が取り入れた報復措置を執行しなければならない。前項の規定に違反する組織及び個人に対し、国務院の関連部門は法に基づき処分し、関連活動に従事することを制限または禁止することができる」と

規定されています。日本企業は一般に、中国での経営活動において現地法人を設立していますが、当該法人は即ち上記に規定される「中国域内の組織」に該当するので、関連報復措置の執行を拒否した場合、国務院の関連部門より法に基づき処分される可能性があります。

その次に、『反外国制裁法』第十二条には、「如何なる組織及び個人も外国国家が中国の国民、組織に対して講じる差別的規制措置を執行または執行に協力してはならない。組織と個人が前項の規定に違反し、中国の国民、組織の合法権益を侵害した場合、中国の国民、組織は法に基づいて人民法院に訴訟を提起し、侵害を停止し、損害を賠償するよう要求することができる」と規定されています。当該条項の対象者には域内の組織と個人及び域外の組織と個人が含まれており、日本の中国で設立した現地法人が他国の差別的規制措置を執行または執行に協力した場合、侵害の停止と損害賠償リスクを負わされる可能性があります。例えば、最近発生したフレクストロニクス・チャイナが華為の貨物を押収した事件について、その押収理由は米国政府の華為に対して行った「差別的規制措置」に呼応するためだそうです。本件は『反外国制裁法』の公布する前に発生したため、本件において、契約の違反を理由に華為は法院に対しフレクストロニクス・チャイナへの訴訟を提起することにしました。しかし『反外国制裁法』施行後において、華為は直接フレクストロニクス・チャイナが『反外国制裁法』に違反していることを理由に、法院に対し提訴することができることになり、また、フレクストロニクス・チャイナは当該条項の違反によって、法院より侵害の停止、損害賠償等の判決が下される可能性が極めて高いと考えられます。

Q6: 『反外国制裁法』には免除制度はありますか？

A: 『反外国制裁法』では、免除制度について規定されていません。従いまして、特にグローバル企業にとって、次に掲げる問題に直面する可能性があります。(1)報復措置の執行について、中国域内の組織と個人は例外なく、共に報復措置を執行しなければならない。もし国外の親会社が中国の報復リストに加えられた場合、例え中国にある子会社がリストに加えられていなくても報復措置を執行する義務があり、それには親会社との取引禁止が含まれ、もし中国にある子会社がこの禁止令を遵守せず、依然として親会社と取引または提携をし続けた場合、中国にある子会社は警告、罰金、期限限定の是正命令を受けるというリスクに直面する可能性があります。(2)阻止義務について、域内及び域外の如何なる組織と個人のいずれも、外国国家の差別的規制措置を執行

または執行に協力してはならず、当該措置は多くの域外企業にとって非常に大きな戸惑いをもたらす可能性があり、特に関連規制措置を公布した国に所在する企業にとって、直接的に二重コンプライアンス圧力という二律背反に陥る可能性があります。

上記問題について、『反外国制裁法』の第八条には、「報復措置を講じる根拠となる状況に変化が生じた場合、国务院の関係部門は関連する報復措置を一時停止、変更または取り消すことができる」と規定されています。現段階では『反外国制裁法』の遵守免除を申請できるかどうかについてまだ明確となっていない状況であり、グローバル企業としては、中国国务院反外国制裁作業調整機構に連絡し、所轄部門に対し『反外国制裁法』第八条の権限範囲内で適宜免除してもらえよう要求してみるのが良いのではないかと考えています。

Q7: 現段階において企業としてはどのようなことをすべきか?

A: 先ず、外資系の中国子会社はできるだけ早く貿易コンプライアンス体制と関連文書の現地化を整え、本社の関連制度要求をそのまま踏襲すべきではないと考えます。何故なら、『反外国制裁法』の施行後、その内の一部の要求は中国の法律と抵触する可能性があるからです。次に、『反外国制裁法』では比較的顕著な原則性を示し、後続の立法の中で次第に完備されていくことになるため、企業としては後続の立法過程及び代表的な違法事例について注視し、自らの業務について相応の調整を行う必要があると考えます。最後に、特に重大涉外案件について、会社としては取引開始の際、『反外国制裁法』を重要なリスク評価アイテムとして取引リスク評価に採り入れ、関連業務の実行可能性と具体的なリスクについて理解しておくのが良いと考えています。



最新法律動向

一、「価格違法行為への行政処罰に関する規定(改正意見募集稿)」

中国語名称:《价格违法行为行政处罚规定(修订征求意见稿)》

国家市場監督管理總局が2021年7月2日に公布し、意見募集締切予定日は2021年8月2日までである。

リンク: http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202107/t20210702_332196.html

解説:

2021年7月2日付、国家市場監督管理總局(以下、「市監總局」という)が「価格違法行為への行政処罰に関する規定(改正意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」という)を公布し、社会一般に対しパブリックコメントを募集した。「意見募集稿」は2010年版の「価格処罰規定」と比べ、大きく調整され、今回調整された主な内容は以下のとおりである。

1. 全体的処罰はより厳しくなり、罰金額の算出方法及び金額の上限について、構造的な調整が行われた
2. 「行政事業性課金行為」を明確に「価格法」の規制範囲に取り入れた
3. 新たに業界協会商会、仲介機関価格違法行為の類別を追加し、罰則をより厳しく定めた
4. 強制的な行政復議事前手続を取り消し、処罰の決定に不服がある場合は直接訴訟を提起できる
5. 「処罰を科さない、処罰をできるだけ軽くする」といった規定を細分化し、人間本位を強調した
6. 新業態の発展に適応し、「ビッグデータを悪用し常連客から不当な利益を得る」「ECプラットフォーム補助金ダンピング」について厳しく規制した

上記6項目の主な改正内容の他、「突発事件後の価格違法行為に対する特別厳罰措置」「経営者、金融機関及びその他の主体の検査協力義務」「余分に払った代金の返金による違法所得額の認定への影響」及び「期限内に違法所得額を納付しなかったことに関する罰金の増額に関する規定の削除」等の改正も注目すべき点である。

二、「公平競争審査制度の実施に関する細則」

中国語名称：《公平競争審査制度実施細則》

国家市場監督管理総局、国家発展改革委員会、財政部、商務部、司法部が 2021 年 6 月 29 日に公布・施行

リンク：<http://www.zgzcinfo.cn/policyrelease/show-40790.html>

解説：

2021 年 6 月 29 日、国家市場監督管理総局、国家発展改革委員会、財政部、商務部、司法部は連名で「公平競争審査制度の実施に関する細則」（以下、「実施細則」という）を公布し、審査方法、審査基準、監督手段等の面について関連規定を細分化・具体化し、より高い品質、より力強く制度の更なる実施を推進し、全国統一の大市場と公正競争の維持に力を注ぎ、国内の大循環がスムーズに流れるようにし、新しい発展の仕組みの構築をサポートできるようにした。

「実施細則」は全 7 章、31 条で構成され、総則、審査のメカニズムとプロセス、審査基準、例外規定、第三者による評価、監督と責任追及、附則に分かれている。その内、「実施細則」の核心である審査基準に関する主な内容は以下のとおりである。

審査基準の内容と表現方法を整理し、細分化する。

- 1、市場参入許可と撤退に関する基準である。一部の条項の表現を統一し、「不合理または差別的な参入許可と撤退条件の設定」に関する一部の表現を加え、市場参入許可と撤退の障害をより一層排除できるようにした。
- 2、商品と要素の自由流通に関する基準である。細分化した審査基準を充実させ、入札募集・応札の排斥・制限に関する一部の条項を整え、商品と要素の流通ルートがスムーズに流れるようにした。
- 3、生産・経営コストに影響を及ぼす基準である。特定事業者に与えている優遇政策、各種保証金の提供または差押え等の条項について統一して整えることで、各種市場主体が平等に生産要素を得られるように保障している。四番目は生産・経営行為に影響を及ぼす基準である。一部の内容及び表現方法を細分化し、「独占禁止法」の関連規定とリンクできるようにした。五番目は全国一律性を堅持し、「法律、行政法規または国务院規定といった根拠がない限り、不平等な市場参入許可と撤退に関する条件を設けてはならず、法に反して特定事業者に優遇政策等を与えてはならない」ことを明確にし、「地域の小市場、小循環」をなくし、確実に全国統一された大市場を維持できるようにした。

三、「インフラ分野における不動産投資信託基金(REITs)パイロットプロジェクトの更なる実施に関する通知」

中国語名称：《关于进一步做好基础设施领域不动产投资信托基金（REITs）试点工作的通知》

国家發展改革委員会が 2021 年 6 月 29 日に公布・施行

リンク：https://www.ndrc.gov.cn/xgk/zcfb/tz/202107/t20210702_1285341.html

解説：

6 月 29 日、国家發展改革委員会は「インフラ分野における不動産投資信託基金(REITs)パイロットプロジェクトの更なる実施に関する通知」(以下、「通知」という)を公布した。

「通知」によれば、プロジェクト管理とコーディネーションサービスを強化し、プロジェクトの品質を厳格にコントロールすることにしており、投融資メカニズムの革新を強化すべきであると指摘し、重点分野のプロジェクトの元の権益者がインフラ関連の REITs モデルを上手に活用し、投資に関する合理的な撤退ルートを開通し、投融資の閉ループを形成し、企業の長期にわたる健全な発展を推進することを奨励している。現地の実情に合わせて模索し、プロジェクトと業界との最適化統合を強化し、元の権益者の資産規模と品質を向上させる。

「通知」では、インフラ関連の REITs パイロットプロジェクトの申請要求を明らかにし、プロジェクトの基本条件、申請資料要求、プロジェクトの申請プロセス等の内容を明確にした。

四、「中華人民共和国データセキュリティ法」

中国語名称：《中华人民共和国数据安全法》

全国人民代表大会常務委員会より 2021 年 6 月 10 日に公布、2021 年 9 月 1 日から施行予定

リンク：<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1702265632126727684&wfr=spider&for=pc>

解説：

2021 年 6 月 10 日、「中華人民共和国データセキュリティ法」(以下、「データセキュリティ法」という)が第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 29 回会議で採択され、2021 年 9 月 1 日から正式に施行される予定である。

「データセキュリティ法」は全部で 7 章、計 55 条で構成され、データの開発・利用と産業の発展においてデータセキュリティを促進し、データセキュリティによりデータの開発・利用と産業の発展の保障を堅持し、データセキュリティと発展、データセキュリティ制度、データセキュリティ保護義務、政務データセキュ

リティと開放等の内容について規定している。中国のデータセキュリティ分野に関する基礎的な法律として、「データセキュリティ法」は中国のデータセキュリティに関する立法の基本的な仕組みを確立した。

「データセキュリティ法」の主な内容は以下のとおりである。

1. 「データセキュリティ法」適用範囲の明確化
2. データセキュリティ管理業務に関するトップレベルデザインと監督管理業務分担に関する初歩的な計画
3. データの種類別・等級別保護制度の整備
4. 重要データの監督管理に関する要求の明確化
5. データセキュリティ審査制度の明確化
6. 健全なデータ取引管理制度の確立
7. 越境データ移転の監督管理要求に関する規定
8. 相対的に厳しい行政処罰基準に関する規定

中国のデータ分野に関する基礎的な法律として、「データセキュリティ法」はデータセキュリティの保護、デジタル経済発展へのサポートに重要な意義を有するものであり、その関連規定は、企業が経営過程で行われる関連データ処理活動に対しても重大な影響を及ぼす可能性がある。

五、「中華人民共和国海南自由貿易港法」

中国語名称：《中華人民共和國海南自由貿易港法》

全国人民代表大会（以下、「全人代」という）常務委員会が2021年6月10日に公布・施行

リンク：<https://www.hainan.gov.cn/hainan/5309/202106/7184cf7cf7eb4365b8f7a1d06ab16661.shtml>

解説：

2021年6月10日、全人代常務委員会による三回目の審議を経て「中華人民共和国海南自由貿易港法」（以下、「自由貿易港法」という）が採択された。

「自由貿易港法」は全人代常務委員会によって制定されたもので、海南自由貿易港の建設に関するトップレベルデザインでもあり、「基本法」、授權法、枠組み法、革新法といった特徴がある。その主な内容は以下のとおりである。

1. 本法では、海南省に対しより大きな改革開放自主権を与えている。立法の権限の観点からみると、「自由貿易港法」では、海南自由貿易港は憲法の規定と法律行政法規基本原則を遵守するという

前提において海南自由貿易港の法規を制定できるとされている。管理体制の観点からみると、国は海南自由貿易港のリーダーシステム及び海南自由貿易港に適する行政管理体制を確立し、国務院と国務院関連部門が海南自由貿易港の建設ニーズに応じて、法に基づき海南省及び海南省関連部門に授権し関連行政管理権の行使を委託し、これは行政管理面からみても非常に大きな授権となっている。

2. 貿易投資の自由化、簡便化の面でも重点に様々な制度設計を行っている。貿易の自由化において、海南の輸入禁止・制限リストに掲載しているものを除き、その他の貨物を自由に海南に持ち込むまたは持ち出すことができる。サービス貿易において、ネガティブリスト以外の越境サービス貿易については、内資・外資を問わず一律の原則に則って管理を行う。投資面においては、全面的に極簡素な投資審査・許可制度を採り入れ、より簡素化した外商投資ネガティブリストとより簡素化した市場参入特別リストを実施し、さらに市場参入承諾即参入制度を採り入れ、投資分野においてより大きな利便性を与えている。

六、「上海市知的財産権紛争行政調停協議司法確認プログラムの試行に関する実施弁法」

中国語名称：《关于在上海市开展知识产权纠纷行政调解协议司法确认程序试点工作的实施办法》

上海市高級人民法院、上海市知識産権局が 2021 年 7 月 4 日に公布

リンク：<http://sipa.sh.gov.cn/zcwj/hzj/20210712/350a988794244408b48ff5b3bb023b26.html>

解説：

7 月 4 日、上海市高級人民法院、上海市知識産権局は連名で「上海市知的財産権紛争行政調停協議司法確認プログラムの試行に関する実施弁法」（以下、「実施弁法」という）を公布した。

「実施弁法」では、司法確認を申請できる知的財産権紛争行政調停協議の内容とは、法律、法規、規程において行政機関によって裁決または調停できる知的財産権に関する民事紛争とすべきだとし、具体的には以下のものが含まれている。

1. 専利権侵害紛争に関する行政調停協議
2. 専利権、商標権侵害賠償紛争に関する行政調停協議
3. 職務発明創造の発明者、設計者への奨励と報酬に関する行政調停協議
4. 発明専利出願公開後専利権付与前に発明を使用したか、適切な費用が支払われなかった場合の紛争に関する行政調停協議

お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : jp@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈 1 座 20 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004



上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭廣場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080



深セン支所

住所: 深セン市福田区福華三路
國際商會中心 2205 室

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518048



武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山區徐東大街 191 号
金禾センター29 階

Tel: (86-27) 8730 6528

Fax: (86-27) 8730 6527

郵便番号: 430074



杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程國際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

Fax: (86-571) 8501 7085

郵便番号: 310020



成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

Fax: (86-28) 6010 9008

郵便番号: 610094



南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347 号
国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 6811 1288

Fax: (86-25) 6811 1208

郵便番号: 210019





本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおりご連絡ください。

張 青 華	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com
張 和 伏	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
馮 超	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: Charles_feng@east-concord.com
陳 宏	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 冰	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: guanbing@east-concord.com
張 嵩	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: song_zhang@east-concord.com
薛 倫	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: xuelun@east-concord.com
葉 鵬	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: yepeng@east-concord.com
羅 佳	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: luojia@east-concord.com
範 立 群	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: fanliqun@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できるとされる情報に基づき情報提供のみを目的として、クライアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。具体的なケースについて、アドバイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますようお願い申し上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリングリスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にしていただいて構いません。